

「平成 15 年度 P O P s モニタリング調査結果（暫定）」について

平成 17 年 1 月 19 日（水）
環境省 環境保健部 環境安全課

環境省は、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（POPs 条約）に定められた PCB 類、HCB、DDT 類等の化学物質に関する環境中の存在状況の監視及び国内実施計画の策定のための基礎資料を作成することを目的として、平成 14 年度から POPs モニタリング調査を開始したところである。

今般、平成 15 年度調査結果を取りまとめたので公表する。

主な内容としては、「我が国周辺の POPs 濃度レベルは、全体的には横ばい或いは低減傾向とみなすことができ、特段の増加傾向は認められない。しかしながら、いくつかの地点で相対的に高濃度を示す事例が観察されている。また、国内での使用記録のないトキサフェン類、マイレックスが大気中に微量検出されたことなどから、引き続き、東アジア地域、地球レベルの長距離移動も視野に入れた継続的な監視、解析が求められる。」などである。

今後の予定

本調査結果は、黒本調査結果と併せて平成 15 年度のモニタリング調査結果として取りまとめ、中央環境審議会化学物質評価専門委員会において審議を頂いた上で、公表する予定である。